

京都市図書館資料除籍基準

1 趣旨

この基準は、「京都市図書館資料収集方針」に基づいて収集した資料（以下「図書館資料」という。）の除籍に関して必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

図書館の役割の一つである効率的な情報提供の観点から、所蔵資料の状態を明確にし、新鮮かつ適切な資料構成を維持するため資料の除籍を行う。

3 除籍の基準

図書館資料の除籍は、次の基準によるものとする。ただし、除籍にあたっては京都市図書館及び京都府立図書館の所蔵状況、出版事情等を十分検討し、将来の利用に支障のないよう配慮する。

(1) 汚損、き損等による除籍

汚損、き損等が著しく修理が不可能な資料で、同類資料（以下「類書」という。）があるもの。

(2) 不用資料の除籍

ア 外形上は使用できるが、内容的に利用されることがなく、また資料的価値が低下し、保存する必要のないもの。

・新版が刊行された場合の旧版資料

・時間の経過によって、記述内容が時代に合わなくなったもので、資料的価値が低下したもの。

イ 利用頻度が低い資料の複本。

ウ 代用が可能な類書があるもの。

(3) 保存年限の経過による除籍

保存期間が過ぎた新聞、雑誌。

(4) 合本、製本による除籍

合本、製本等により再登録をしたため、当初の登録を抹消するもの。

(5) 保管転換による除籍

市の他機関へ保管転換するもの。

(6) 亡失による除籍

ア 天災、事故等により滅失したもの。

イ 蔵書点検により所在不明となり、3年を経過後も、なお所在不明のもの。また、利用者が紛失し、所定の手続きを経たが現物入手が不可能なもの。

ウ 貸出利用者より返却したとの申し出があり、3年を経過後も所在不明のもの。

エ 貸出利用者が虚偽の利用者登録を行う等により回収ができない状態で3年を経過したもの。

(7) 返却不可能による除籍

貸出利用者の長期延滞や弁償の著しい遅延等で回収が見込めないもの。

(8) その他

この基準に定めるもののほか、各図書館長が必要と認め、教育委員会がこれを認めたもの。

附則

この基準は、平成30年4月20日から施行する。